

平成30年度五戸町地域資源活用商品開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、当町の地域資源である馬肉、倉石牛及び青森シャモロックの町内における町民及び観光客等への提供体制の整備と地消地産の推進を図るため、町内の飲食店等による馬肉、倉石牛及び青森シャモロックを活用した新たな商品の開発に要する経費について、予算の範囲内において、五戸町地域資源活用商品開発事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則45号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 飲食店営業許可を受けて町内で飲食店等の営業を行っている個人又は法人であること。
- (2) 町内で引き続き1年以上飲食店等を営み、この要綱による補助金を受けて開発する商品の提供が見込まれること。
- (3) 町税の全税目について滞納がないこと。
- (4) 五戸町暴力団排除条例（平成23年五戸町条例第15号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは地域資源活用商品開発事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第7号）
- (2) 収支予算書（様式第8号）
- (3) 納税状況確認同意書（様式9号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、地域資源活用商品開発事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条

の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更で補助対象経費の総額が増額になる場合は、あらかじめ地域資源活用商品開発事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を廃止若しくは中止する場合には、その理由を記載した書面を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行の状況、補助事業の経費の収支状況、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業完了の日の属する年度終了後5年間保存しておくものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に交付申請取下届出書を町長に提出しなければならない。

(状況調査及び立入調査等)

第8条 町長は、補助事業の適正を確保する必要があると認めるときは、飲食店に対して補助事業の遂行の状況及び収支状況の報告を求め、調査若しくは必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第9条 飲食店は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は事業実施年度の9月28日のいずれか早い日までに、地域資源活用商品開発事業費補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書(様式第10号)
- (2) 事業実績効果報告書(様式第11号)
- (3) 商品開発に要した経費の領収書の写し
- (4) 商品完成後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該実績報告書の内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域資源活用商品開発事業費補助金確定通知書(様式第5号)で通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が補助事業の遂行上必要であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求は、地域資源活用商品開発事業費補助金(概算払)請求書(様式第6号)を提出して行うものとする。

(補助金交付の決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、規則第14条の規定により事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第15条の規定により当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(延滞金)

第14条 飲食店は、補助金の返還を命ぜられた場合には、規則第16条の規定により延滞金を町に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>町内飲食店等が行う商品開発事業で、次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 馬肉、倉石牛、青森シャモロックのうち最低1つ以上の食材を使用すること。</p> <p>(2) 定食等、開発した商品がそれ単体で食事メニューとして提供されること。（おつまみ等は不可とする。）</p> <p>(3) 開発商品を通して地消地産の推進が見込まれること。</p> <p>(4) 助成する事業として、社会通念上、適当と認められること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>町内飲食店等が行う補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。ただし、事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと町長が判断する経費は除くものとする。</p> <p>商品開発に係る開発材料費（消耗品費、原材料費）、技術指導費（講師謝金、講師旅費）、その他商品開発に係る経費として町長が特に必要と認める経費</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助割合：補助対象経費の10分の10以内</p> <p>1事業者あたり150千円以内</p>

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

五戸町長 三 浦 正 名 様

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

地域資源活用商品開発事業費補助金交付申請書

地域資源活用商品開発事業補助金の交付を受けたいので、地域資源活用商品開発事業補助金交付要綱第3条及び五戸町補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、補助金_____円を交付して下さるよう、下記の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

1. 事業計画書（様式第7号）
2. 収支予算書（様式第8号）
3. 納税状況確認同意書（様式第9号）
4. その他町長が必要と認めた書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

五戸町長 三 浦 正 名

地域資源活用商品開発事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった地域資源活用商品開発事業費補助金については、地域資源活用商品開発事業費補助金交付要綱第5条及び五戸町補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の目的及び内容等は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
2. 補助金の額は、金 円とする。

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

五戸町長 三 浦 正 名 様

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

地域資源活用商品開発事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた地域資源活用商品開発事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、地域資源活用商品開発事業費補助金交付要綱第6条及び五戸町補助金等の交付に関する規則第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1. 変 更 理 由

2. 事業計画書（様式第7号）

3. 収支予算書（様式第8号）

(注) 1 この申請書は、様式第1号「交付申請書」に準じて作成すること。

2 事業計画書及び収支予算書の明細は、変更後、変更前が分かるよう2段書きとすること。

3 関係書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

様式第4号（第9条関係）

平成 年 月 日

五戸町長 三 浦 正 名 様

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

地域資源活用商品開発事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた地域資源活用商品開発事業費補助金の実績について、地域資源活用商品開発事業費補助金交付要綱第9条及び五戸町補助金等の交付に関する規則第9条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 事業費精算書（様式第10号）
2. 事業実績効果報告書（様式第11号）
3. 商品開発に要した経費の領収書の写し
4. 商品完成後の写真
5. その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

五戸町長 三 浦 正 名

地域資源活用商品開発事業費補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった地域資源活用商品開発事業費補助金については、地域資源活用商品開発事業費補助金交付要綱第10条及び五戸町補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

(単位：円)

交付決定額	確定額 A	交付済額 B	未交付額 A - B	備考

様式第6号（第12条関係）

平成 年 月 日

五戸町長 三 浦 正 名 様

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

地域資源活用商品開発事業費補助金（概算払）請求書

金 円

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた地域資源活用商品開発事業費補助金の支払（概算払）を受けたいので、地域資源活用商品開発事業費補助金交付要綱第12条及び五戸町補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、上記のとおり請求します。

振 込 先 金融機関名（支店名）

預 金 種 目

口 座 番 号

口 座 名 義 人

様式第7号（第4条関係）

事業計画書		
1	事業名	
2	事業実施時期	
3	事業実施場所	
4	実施主体 責任者	
5	実施の概要 (開発する商品の説明)	
6	具体的な事業内容及び 実施方法等	
7	事業スケジュール等	
8	事業の実施により期待 される効果等	
9	備考	

収支予算書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額(A)	摘要
(1) 補助金		
(2) 自主財源		
合計		

2 支出

（単位：円）

経費区分	予算額	摘要
合計		

（注）

- 収入の摘要欄には、自主財源の内訳（名称、金額、関係所管飲食店等）を記載すること。

事業費精算書

1 収入

（単位：円）

区分	計画額(A)	実績(請求予定)額 (B)	差引(A-B)	摘要
(1) 補助金				
(2) 自主財源				
合計				

2 支出

（単位：円）

経費区分	計画額(A)	実績額(B)	差引(A-B)	摘要
合計				

(注)

- 1 収入の摘要欄には、自主財源の内訳（名称、金額、関係所管団体等）を記載すること。
- 2 収入の実績額には、請求済額及び請求予定額も含めること。

3 経費の配分

(単位：円)

経費区分	総事業費	補助対象経費	財源内訳		摘要
			補助金	自主財源	
	()	()	()	()	
合計 (千円未満 端数切り捨 て額)			千円		

(注)

- 1 上段に計画額を括弧書きし、下段に実績額を記載すること。
- 2 財源内訳の補助金と自主財源の合計額は、補助対象経費と一致すること。

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

事業実績効果報告書		
1	事業名	
2	事業主体	
3	実施責任者	実施責任者 : TEL :
4	実施目的	
5	事業着手年月日	
6	実施実績内容	
7	事業の効果	
8	事業を実施して の感想	
9	来年度以降の事 業計画	